

あげまつだよい



令和8年10月22日発行
No.14-1 上松町



放任果樹除去作業要望箇所募集



「個人所有地における放任果樹（柿、栗の木等）除去作業」要望箇所の募集について
上松町鳥獣害防止対策協議会では、町内の有害鳥獣による被害対策として被害防止活動等を行っております。

今年度も被害防止対策の一環として町内の個人所有地を含む放任果樹（柿や栗の木等）の除去作業（伐採等）を計画しています。以前は食用として植えた柿や栗等の木が今では管理しておらずサルやクマ等を誘引させることになり、お困りになっている個人又は地区の方も多く見られると思います。

そこで個人所有者、また地域の皆様のご協力のもと放任果樹の除去を実施するために要望箇所を募集いたします。

つきましては、以下のことにご留意いただき、協議会事務局（林業振興係）までお問い合わせください。

- ・申し込みをされる方又は地区で果樹所有者（地権者）の方の了承を得てください。
- ・伐採した果樹については、基本的には個人（申請者等）による処分をお願いします。（※個人による処分ができない場合はご相談ください。）
- ・要望数、事業費によりご要望にお応えできない場合や次年度以降にさせていただく場合があります。
- ・果樹の伐採については、協議会により一括で業者等に委託する予定ですのでご了承ください。

※ 申請の際には承諾書など書類の提出をしていただきます。

※ 要望がある場合には下記までご相談ください。



【問合せ】上松町鳥獣害防止対策協議会事務局

上松町地域振興課 林業振興係 電話：0264-52-4804（直通）



狩猟が解禁されます



今年度の狩猟期間も11月15日から来年の2月15日までとなります。

（ただし、ニホンジカ及びイノシシ（わな猟）に限り、来年3月15日まで延長。）

狩猟者は定められた場所において、日の出から日没まで狩猟ができることになり、山林内で銃声が聞こえることがあります。

このため、畑や山林での作業等の際は、目立つ服装を着用するよう心掛け、周囲には十分ご注意をお願いします。

また、狩猟者の皆さんへお願いです。

定められた場所で狩猟を行うと共に、矢先の確認は十分に行い、人・獲物の区分に注意し、事故・違反及び疑惑を招く行為を起こさないよう努めてください。

無事故・無違反が達成されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】上松町役場 地域振興課 林業振興係 電話0264-52-4804



駅伝大会 きそバスの運行について



「第5回木曽上松ひのきの里駅伝大会」開催時のきそバス南部幹線の運行について
11月15日（日）に「第5回木曽ひのきの里駅伝大会」が開催されます。上松駅前周辺が駅伝コースとなりますので、開催時間中（8：30～13：00）は、バス「上松駅」停留所の乗り入れが出来ません。下記の便をご利用予定の方は、木曽広域幹線バス「きそバス」南部幹線上りは「いきいき広場」、下りは「下町」停留所をご利用下さい。
ご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。

木曽広域幹線バス「きそバス」南部幹線 令和8年11月15日（日）

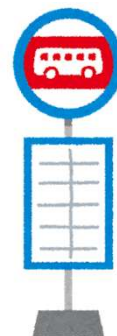
（上り）坂下系統①上松駅 10：27 ⇒ いきいき広場 10：28

上松系統④上松駅 10：58 ⇒ いきいき広場 10：59

（下り）上松系統②上松駅 10：17 ⇒ 下町 10：18

坂下系統③上松駅 11：27 ⇒ 下町 11：28

【お問い合わせ先】 上松町役場 住民福祉課 生活環境係（Tel 52 - 4802）



からだやこころの相談 11月の相談日程

①こころの相談（ともにサテライト） ※予約は必要ありませんので直接お越しください	11月24日（火） 10：00～12：00 場所：いきいき広場こまくさ	内容：精神保健福祉士による個別相談
②精神保健福祉相談・思春期相談 ※事前に予約が必要になります （電話：0264-25-2233）	11月25日（水） 15：00～17：00 場所：木曽保健福祉事務所 （木曽合同庁舎1階）	内容：精神科医師による個別相談（オンライン）
③町の健康相談 ※事前に連絡が必要になります （電話：0264-52-2825） ★保健師への相談は随時お受けします	11月26日（木） 13：30～16：00 場所：上松町役場	内容：保健師・管理栄養士による健康相談 （血圧測定・体組成計測定など）

◎悩みや不安を抱えて困っている時は、気軽に相談できる場所があります。

電話やSNSでの相談窓口

⇒ まもろうよこころ で検索 QRコードからでも検索できます。



◎長野県が運営する「こころの相談・情報ポータルサイト」ができました。

日々の移ろいを映す窓のようにあなたのこころの変化に寄り添います。

⇒ こころのまど信州 で検索 QRコードからでも検索できます。



【問い合わせ】住民福祉課保健衛生係（電話：0264-52-2825）

◆◆◆◆緊急当番医予定表（令和8年11月）◆◆◆◆

年	月	日（曜日）	医院名	町村名	電話番号（0264）
令和8年	11月	1日（日）	田澤医院	木曽町開田	44-2008
		3日（火）	古根医院	大桑村	55-1188
		8日（日）	大脇医院	上松町	52-2023
		15日（日）	木曽みだけ診療所	木曽町三岳	46-2266
		22日（日）	奥原医院	木祖村	36-2264
		23日（月）	王滝村診療所	王滝村	48-2731
		29日（日）	原内科医院	木曽町福島	22-2678



※上記は変更になる場合もあります。

連絡をしてから受診してください。（木曽医師会提供）



高齢者生活支援給付金事業



令和8年度 上松町高齢者物価高騰支援給付金支給事業

上松町では、食料品等の物価高騰に対する支援として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内に住所を有する75歳以上の高齢者の方に給付金を支給します。

1. 対象者

基準日（令和8年10月1日）時点において上松町に住民票があり、令和9年4月1日までに満75歳以上になる方

2. 支給額 1人につき 5,000円

3. 手続き方法 対象者の状況によって手続き方法が異なります。

・「お知らせ通知」が届く方

対象： 令和7年度上松町物価高騰対策高齢者給付金を受給し、振込先口座が町で確認できる方

手続き： 原則として申請は不要です（10月26日頃までに通知送付予定）。

注意点： 給付金の「辞退」または「振込口座の変更」を希望される場合は、11月13日までに担当係へお電話でご連絡ください。

・「確認書」が届く方

対象： 振込口座の確認ができない方

手続き： 届いた「確認書」の内容を確認し、必要事項を記入のうえ担当係へご返送ください。

4. 提出期限 令和9年1月29日（金） ※「確認書」が届いた方のみ

【お問合せ先】 上松町企画財政課 企画政策係 電話番号： 0264-52-4901



電動工具使用中の事故注意！



電動工具使用中の事故にご注意ください！

電動工具は、鋸刃(のこば)や砥石等の先端工具が高速で作動します。先端工具がもし人体に触れると、重篤な怪我につながります。取扱説明書をよく読み、正しい使用方法とその危険性について理解しましょう。

作業は袖口が締まった長袖・長ズボンを着用し、保護めがね、ヘルメット、フェイスシールド、防じんマスク等の防護具を利用しましょう。先端工具が回転する工具を使用する際は、手の巻き込みを防ぐため、基本的に素手で作業を行いましょう。作業内容に応じて手袋を装着する場合でも、軍手は装着してはいけません。

先端工具に異常がないか点検し、取替後や使用前には試運転しましょう。動作中の先端工具周辺に手を近づけるのは、非常に危険ですので絶対にやめましょう。

また、反動によって工具が急に跳ね返ったり、材料が暴れたりする「キックバック」による事故が多く発生しています。加工する材料は適切に固定し、万が一キックバックが発生した際に備えて立ち位置を考えたり、本体をしっかり保持しましょう。

【お問い合わせ先】 長野県消費生活センター 電話番号 0263-40-3660





全国青少年健全育成強調月間



11月は『全国青少年健全育成強調月間』ひまわりっ子育成強調月間です
未来を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組む課題であり、地域が一体となった青少年の被害・非行の防止のための積極的な取組を進めることが必要です。
11月を『全国青少年健全育成強調月間』『ひまわりっ子育成強調月間』として、広報活動、社会環境浄化活動などを行っています。

◎月間の重点課題

- インターネット利用における子どもの犯罪被害の防止
- 青少年を有害な社会環境から守るための取組の推進
- 児童虐待の予防と対応



子どもや若者を地域全体で支えていく社会を築くために、家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となって、課題解決のために活動を行います。

上松町・上松町青少年健全育成推進委員会



プロパンガス保安活動促進週間



10月23日（金）～29日（木）は、プロパンガス保安活動促進週間です。

プロパンガスの使用にあたっては、以下の点に注意しましょう。

- ・外出する時や就寝前には、ガスの元栓を閉めましょう。
- ・ガスストーブを使用するときは、時々窓を開けて、換気をしましょう。
- ・ガス風呂、大型湯沸器の煙突や換気口のゴミなどによる詰まりは、一酸化炭素中毒の原因となり大変危険です。ゴミなどの詰まりがないことを確認しましょう。
- ・地震ありましたら、すぐに火を消し、室内のガスの元栓を閉めましょう。豪雨や地震等による自然災害によって一時避難する場合は、ガスの元栓を閉めてから避難しましょう。なお、再びプロパンガスを使用する時は、必ず販売店の点検を受けて下さい。
- ・流出したLPガス容器を発見された方は、みだりに触れたりせず、容器の所有者または協会へ連絡してください。

プロパンガスは、クリーンなエネルギーです。また、復旧が早く、災害に強いエネルギーです。自然環境を守り、安全な設備と正しい使い方で、事故のない快適な生活を送りましょう。

長野LP協会木曽支部



リチウムイオン電池による火災防止



「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び「リチウムイオン電池による火災防止月間」のお知らせ

環境省では、使用時・廃棄時におけるリチウムイオン電池等による火災防止を啓発するために、令和8年10月～12月の3か月間を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」の期間とし、特に11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」として、集中的に周知・啓発を実施します。

詳細につきましては、下記特設サイトをご覧ください、リチウムイオン電池等による火災防止に取り組みましょう。

【リチウムイオン電池等に関する特設サイト】

<https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html>



あげまつだより



令和8年10月22日発行
No.14-2 上松町



ひのきの里の秋まつり 開催



ひのきの里のまつり実行委員会では、ひのきの里の秋まつりを下記のとおり開催します。
皆様、ぜひお越しください。

- 日時：2026年10月31日（土）～11月1日（日） 場所：上松駅前周辺
- イベント概要（予定）
 - ◆駅前ロータリー 第36回全国木馬引き大会 31日（土）12：00～16：30頃
 - 12：00～ 大人の部 前半
 - 13：00～ 子供の部、及び表彰式
 - 14：00～ 大人の部 後半、コスチュームの部
 - 16：00頃～ 大人の部、コスチュームの部、表彰式
 - 16：30頃 終了予定
 - ◆花火大会 18：00～18：20
 - ◆凱旋者木工市 上松駅前の店舗活用
 - ◆イベント「あげまつナソトキ町歩き」 両日10：00～ 参加費500円
 - ◆ステージイベント 1日（日） 檜流太鼓、吹奏楽ほか
 - ◆各商店の出店、友好自治体の出店、キッチンカーの出店などが予定されています。
 - ◆上松技術専門校開校80周年記念イベント「椅子展」、JRさわやかウォーキング併催
- 交通規制（車両通行止）
 - 10月31日（土） 9：00～19：30
 - 11月 1日（日） 9：00～16：30
 - 上松駅前周辺（町道駅前線、町道広小路見帰線、町道沖田中線、
町道常盤田方線、町道常盤町線）
 - 31日（土）花火大会 10：00～20：00 林道台ヶ峰線
17：50～18：30 正島地区小川橋～旭町ループ橋下
- その他 ※ 内容等は変更となる場合がございます。
詳細は10月下旬の新聞折込チラシをご覧ください。
あげまつ公式LINEでも情報を流す予定です。
お問合せ先：ひのきの里のまつり実行委員会
（上松町観光協会） 電話：0264-52-1133



長野県書道展木曽地区展 開催



第79回長野県書道展木曽地区展開催のご案内
第79回長野県書道展木曽地区展を下記のとおり開催します。
上松小学校児童の作品69点と一般の皆さんの作品が多数展示されます。

日 時 令和8年11月13日（金）～令和8年11月15日（日）
9：00～17：00 （最終日は16：00まで）
会 場 上松町社会体育館（TEL:0264-52-2111）
入場料 無 料
イベント ギャラリー・トーク 11月15日（日）14：30～15：30
【お問合せ先】上松町教育委員会事務局 総務教育係 TEL:0264-52-4900



後期高齢者医療費通知



・後期高齢者医療の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に関する理解を深めていただくとともに、医療費が正しく請求されているかを確認していただくため、医療費通知を年1回送付しております。

今年度は令和7年11月から令和8年10月診療分についての医療費通知を、令和9年1月下旬頃に送付いたします。

なお、作成スケジュールの都合上、今年度送付する医療費通知には令和8年11月・12月診療分は記載されません。この期間に医療機関を受診され、確定申告期間中に医療費控除の申告をされる場合は、11月・12月診療分については「領収書」を基に申告をしていただきますようお願いいたします。

令和8年11月・12月診療分については、令和9年1月から10月までの診療分と併せて、令和10年1月下旬頃に送付となります。

また、データ作成（12月上旬）時点で被保険者がお亡くなりになられている場合は、医療費通知は送付されません。亡くなられた方の医療費通知が必要な場合は、長野県後期高齢者医療広域連合まで直接ご連絡ください。

【問合わせ先】長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室（電話：026-229-5320）



後期高齢者歯科口腔健診



歯科口腔健診を受けましょう ～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これらが原因で誤嚥性（ごえんせい）肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

●対象者

① 昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの被保険者
（令和7年度に75歳の誕生日を迎えた方）

② 昭和21年4月1日～昭和25年3月31日生まれの被保険者
（令和7年度に76～79歳の誕生日を迎えた方）のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和7年度に歯科医療の受診がなかった方

③ 昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの被保険者
（令和7年度に80歳の誕生日を迎えた方）

●案内通知など 対象者には6月下旬に案内通知と受診券を送付しています。

●健診期間 令和8年7月1日（水）から令和8年12月30日（水）

●健診費用 無料

※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

●対象医療機関 県歯科医師会所属の歯科医院（一部の病院を除く）

●予約方法 対象医療機関へ直接予約をお願いします。

●受診時に必要なもの

- ・受診券
- ・資格確認書またはマイナ保険証
- ・お薬手帳（無い場合は、不要です。）

【お問い合わせ先】

長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室（電話 026-229-5320）



衣類・古着のリサイクル回収を行います



上松町では、ご家庭で不用になった衣類・古着を資源として回収しています。6月19日と20日に実施した際は、約3.7トンの衣類・古着を回収することができ、可燃ごみの軽減、リサイクルの促進に繋がりました。ご協力ありがとうございました。

つきましては、令和8年度2回目の衣類・古着リサイクル回収「持込回収」を下記の日時、場所にて実施しますのでお知らせします。なお、当日は雨天の場合も実施しますが、衣類・古着などが濡れないように、必ずビニール袋に入れてお持ちください。

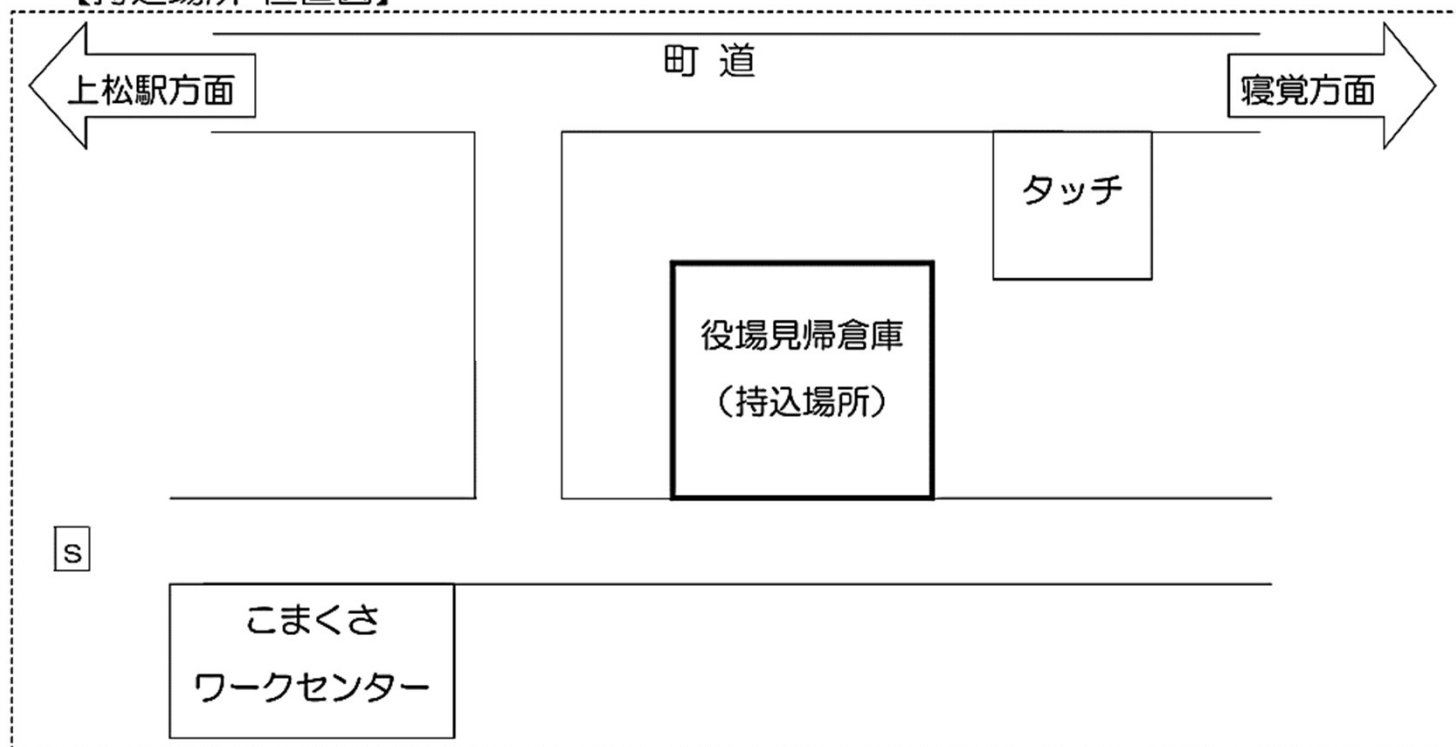
※裏面を必ずご確認ください、回収できないものは持ち込まないようにしてください。また、正しい出し方を徹底してください。

記

1. 持込回収日 11月29日（日）雨天決行
2. 場 所 南見帰 役場見帰倉庫【下記位置図】
3. 持 込 時 間 9：30～15：00

※上記時間以外での持込はできません。

【持込場所 位置図】



回収できる衣類・古着はどんなもの？

【回収できる衣類・古着】

- ・布、化繊、毛糸の衣類、シーツ、カーテン、タオル、毛布、ハンカチ、靴下、着物、肌着・下着などの衣類、古着です。

※洗濯をしてあるもの

(わざわざクリーニング出すまでの必要はありません。折りたたむ必要もありません。)

※濡れていないもの

※ボタン、ファスナー、アクセサリなどはそのままつけて出してください。

【回収できないもの】

- ・ゴム製品、ビニール製品、布団類(掛布団、敷布団、座布団、枕、ベットマット、綿) ジュータン、カーペット、足拭きマット、便座カバー、ぞうきん、ぬいぐるみ、バッグ、ペット用に使った毛布やタオル、電気毛布など。

・洗濯をしていないもの

・濡れているもの

・油、泥、ペンキなどで汚れているもの

・会社の事務服、作業服は回収できません。事務所・事業所から出たものも回収できません。

《衣類回収時の正しい出し方について》

①未使用で値札、タグなどついている場合は取り除いてください。

ワイシャツなど袋に入っている物は袋から出してください。ハンガーも外してください。

②ビニール袋に入れ、中身が出ないように口を縛って持ち込んでください。

※ビニール袋であれば、大きさや色は問いません。



《悪い例(以下の出し方はご遠慮ください)》

- ・ビニール袋が大きく破れたり、袋口をしっかりと縛っていない(中身が出てしまう状態)
- ・紙袋や段ボール箱など、ビニール袋以外のものに入れている
- ・袋の中に衣類以外のものが混入している



※持ち込みが困難な方は、なるべく早めに下記担当へご連絡ください。

【問合せ先】 上松町住民福祉課 生活環境係 0264-52-2001
0264-52-4802 (課直通)